

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

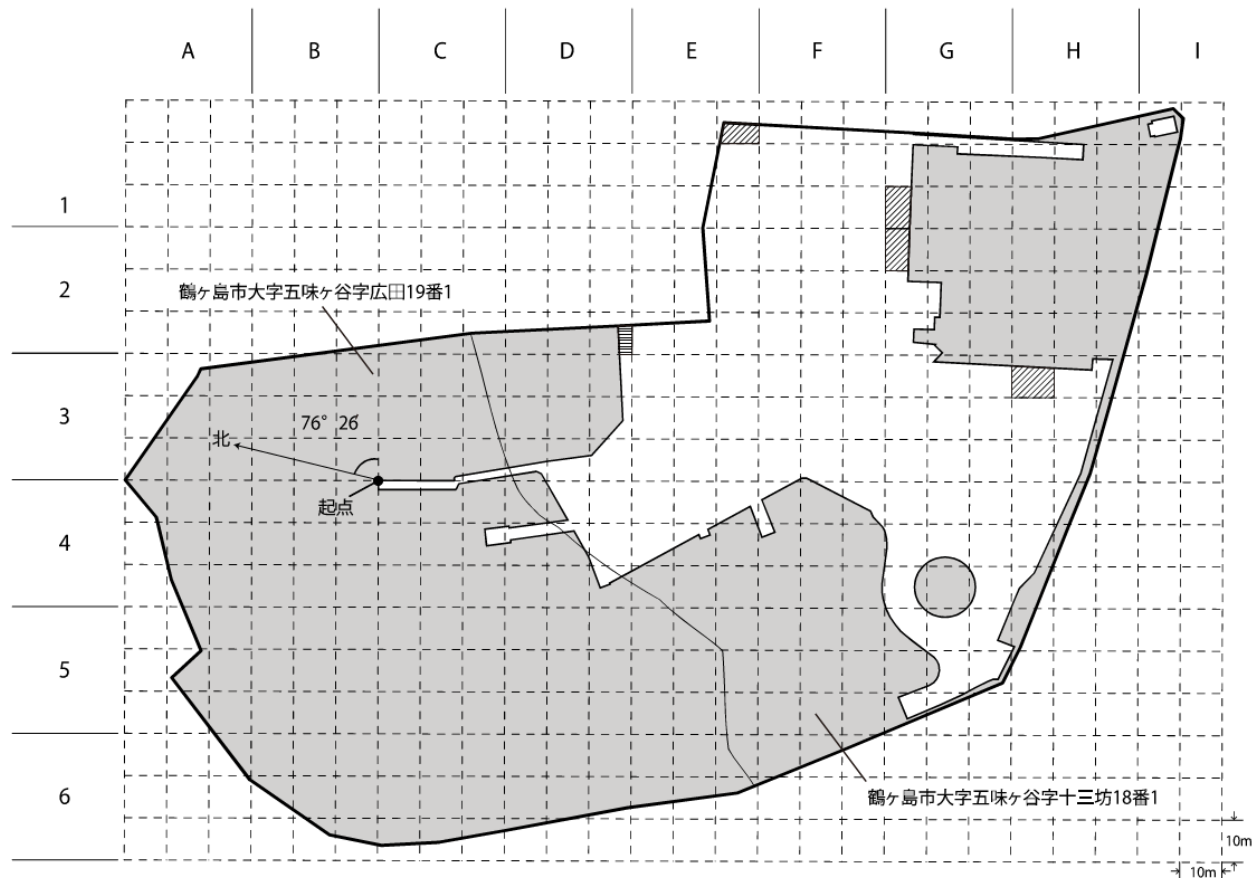
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年埼玉県告示第八百八十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字十三坊十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



- 【凡 例】**
- 起点
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 敷地のうち、
形質変更予定外の土地
 - 要措置区域を解除する区画
 - ▨ ふっ素およびその化合物
 - ▩ ふっ素およびその化合物
鉛およびその化合物

【起 点】
 起点は、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田19番1に位置する形質変更予定範囲の最北端であり、
 (座標 X=0.0000
 Y=0.0000) とする。
 ※座標は、調査で定めた任意の座標であり、
 起点は、敷地内測量で使用した仮設水準点である。

【格子の回転角度(76度26分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

